

生駒市選挙管理委員会告示第 9 号

生駒市農業委員会の委員の選挙に関する投票区の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 21 年 4 月 7 日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市農業委員会の委員の選挙に関する投票区の告示の一部を改正する告示

生駒市農業委員会の委員の選挙に関する投票区の告示（平成 5 年 5 月生駒市選挙管理委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則の表第 1 投票区の項中「西白庭台 3 丁目」の次に「、上町台」を加える。

附 則

この告示は、生駒市東白庭土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行する。